

宿泊税制度について

白浜町

1. 宿泊税導入の背景

少子高齢化の進展による急激な人口減少や地域の経済産業活動の縮小に伴い、町税収入の減少が懸念される中、交流人口を拡大させ、白浜町の地域経済の活性化に大きく貢献する観光振興に関する重要性が高まっており、観光施策を継続的に実施し、地域社会・経済の好循環を生み出していくことを目的とした財源の確保として、「宿泊税」について検討を進めるに至りました。

2. 宿泊税の導入目的

全国有数の国際観光地「白浜」をめざし、旅行者の満足度や利便性、快適性を高めるなど、住民生活と調和した持続可能な観光振興を図る施策に要する費用を充てるため、宿泊税制度を導入します。

3. これまでの経緯（検討経過）

時 期	内 容
令和7年 4月 1日	宿泊税導入に向けた関係課協議
令和7年 6月 3日	白浜町議会全員協議会で取り組み経過を説明
令和7年 7月	総務省、和歌山県市町村課との事前協議
令和7年10月30日	第1回白浜町宿泊税検討委員会を開催
令和7年11月10日 ～12月31日	宿泊者アンケートを実施 宿泊事業者向けアンケートを実施
令和7年11月18日 ～11月20日	宿泊事業者説明会を実施
令和7年11月26日	白浜温泉旅館協同組合理事会で説明会を実施
令和7年12月 2日	白浜町議会全員協議会で取り組み経過を説明
令和7年12月15日	南紀白浜観光協会理事会で説明会を実施
令和8年 1月20日	第2回白浜町宿泊税検討委員会を開催
令和8年 2月10日	白浜町議会全員協議会で取り組み経過を説明
令和8年 2月12日	第3回白浜町宿泊税検討委員会を開催
令和8年 3月 4日	白浜町宿泊税検討委員会報告書が伝達される
令和8年 3月25日	宿泊事業者へ白浜町宿泊税制度（案）資料の送付
令和8年 4月 1日 ～4月30日	白浜町宿泊税制度（案）についてのパブリックコメントの募集を実施
令和8年 5月15日	白浜町議会全員協議会で取り組み経過を説明
令和8年 6月16日	白浜町宿泊税条例が可決 ⇒総務省協議

4. 宿泊税とは

- ・自治体が独自に条例で定める「法定外目的税」です。
- ・宿泊施設の宿泊者に課税されます。
- ・宿泊施設の事業者が「特別徴収義務者」となります。
- ・「特別徴収義務者」は、宿泊者から税を徴収し、白浜町へ申告・納入します。

5. 宿泊税の課税要件等

項 目		内 容									
①	課税客体	白浜町内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・ 旅館業法の許可を受けて行う旅館・ホテル又は簡易宿所 ・ 住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅									
②	課税標準	①の施設における宿泊数									
③	納税義務者	①の施設における宿泊者									
④	特別徴収義務者	旅館業又は住宅宿泊事業の経営者									
⑤	税率 ※宿泊者 1 人 1 泊につき 宿泊料金に応じた額	<table><tr><td>・ 宿泊料金 1 万円未満</td><td>2 0 0 円</td></tr><tr><td>・ 宿泊料金 1 万円以上 2 万円未満</td><td>3 0 0 円</td></tr><tr><td>・ 宿泊料金 2 万円以上 5 万円未満</td><td>5 0 0 円</td></tr><tr><td>・ 宿泊料金 5 万円以上</td><td>1, 0 0 0 円</td></tr></table> ※宿泊料金とは食事代や消費税、入湯税等を含まない「素泊まり料金」のことです。		・ 宿泊料金 1 万円未満	2 0 0 円	・ 宿泊料金 1 万円以上 2 万円未満	3 0 0 円	・ 宿泊料金 2 万円以上 5 万円未満	5 0 0 円	・ 宿泊料金 5 万円以上	1, 0 0 0 円
・ 宿泊料金 1 万円未満	2 0 0 円										
・ 宿泊料金 1 万円以上 2 万円未満	3 0 0 円										
・ 宿泊料金 2 万円以上 5 万円未満	5 0 0 円										
・ 宿泊料金 5 万円以上	1, 0 0 0 円										
⑥	課税免除	・ 年齢 1 2 歳未満の方 ・ 修学旅行などの学校行事に参加する方 ・ 災害などにより避難が必要な方 ・ 公益上、その他の事由により規則で定める方									
⑦	徴収方法	特別徴収（毎月末までに前月分を申告・納入）									
⑧	過料・罰則	・ 納税管理人に係る不申告に関する過料 ・ 帳簿の記載及び書類の作成義務違反等に関する罪									
⑨	制度の見直し	条例施行後 3 年（その後は 5 年）を目途に実施									

6. 宿泊税の使いみち

- ・観光資源魅力向上（観光資源魅力向上事業、観光保全等事業）
- ・情報発信の充実（国内外プロモーション強化事業）
- ・旅行者の受入れ環境の充実（観光施設整備等事業、まちなかにぎわい創出事業、二次交通体制整備強化事業）
- ・誘客促進（観光イベント等充実事業、誘客促進事業、M I C E 等誘致強化事業）
- ・まちなみ景観整備（温泉街周辺まちなみ整備事業）
- ・その他観光振興を図る施策（観光データの収集や分析及び活用、持続可能な観光地域づくり、有事への備え等）

7. 今後の予定

- ・令和 8 年 7 月 特別徴収事務説明会
- ・令和 8 年 7 月～ 特別徴収義務者登録の申告開始（令和 8 年 1 1 月 3 0 日まで）
- ・令和 8 年 7 月～ 宿泊税対応システム改修補助金の申請開始（令和 9 年 1 月 2 6 日まで）
- ・令和 9 年 1 月～ 特別徴収義務者指定通知及び宿泊税関係書類の送付
- ・令和 9 年 3 月 1 日 徴税開始（予定）